

甲第87号証

令和2年 特(わ) 第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等事件
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

証拠開示命令請求書

令和3年6月22日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁護人 高田剛



弁護人 鄭一志



弁護人 河村尚



弁護人 瀬川慶



弁護人 小林貴樹



弁護人 趙誠峰

上記被告人らに対する、頭書被告事件について、下記のとおり、刑事訴訟法第316条の26第1項に基づき、検察官に対し、証拠の開示を命じるよう請求する。

記

第1 開示を命じられたい証拠

- 平成29年10月から平成30年2月頃に検査機関が作成しましたは取得した調書、報告書、メモ書き、ノート、手控え、備忘録、資料その他検査の

経過等参考となるべき事項が記録された書面（電磁的記録として保存されている場合は、当該電磁的記録を含む。また、正式な検査資料とされたものに限定されず（例えば、検査メモを含む。）、かつ、検察官に送致されたものに限定されない（例えば、警察官が保有するもの、及び警視庁内のサーバーに保存されたものを含む。）。以下「書面等」という。）であって、「貨物等省令2条の2第2項5の2」の問題点、AGにおける「殺菌」と「洗浄」との区別状況、及び「貨物等省令2条の2第2項5の2ハ」に規定されている「内部」の趣旨について、経済産業省またはシスティック（以下、総称して「経産省等」という。）の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び検査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における検査の過程で検査機関が作成した書面等

- 2 平成29年10月から平成30年2月頃に検査機関が作成した書面等であって、乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を規制している国の有無、規制対象となるべき噴霧乾燥器についてのAGの意見、日本国内で乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を行っている例の有無、日本薬局方に定められた定義、及び粉体の封じ込め・曝露防止と洗浄の関係性について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び検査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における検査の過程で検査機関が作成した書面等
- 3 平成29年10月から平成30年2月頃に検査機関が作成した書面等であって、「殺菌」の定義、これに対するAGでの議論の状況、規制対象となる噴霧乾燥器についての経産省等の職員の意見、及びAGの規制と「貨物等省令2条の2第2項5の2」との関係について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び検査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における検査の過程で検査機関が作成した書面等

第2 理由

1 裁定請求までの経緯

令和3年5月24日付けにて、弁護人は検察官に対し、刑事訴訟法316条の20に基づき、前述第1・1ないし同3にかかる書面の開示を請求した（以下、「本件開示請求」という。）。

これに対し検察官は、同年6月18日付け「進行に関する上申書」（以下、「本件上申書」という。）にて、前述第1・1ないし同3に「該当する可能性のある書面の存否の確認を行ったところ、該当性を検討すべき書面（以下「検討書面」という。）が複数確認されている状況にある」と述べた上で、「特に当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度の判断には、相応の期間を要する見込み」であり、具体的には「検討書面には、経済産業省において審査その他の業務への影響を勘案して対外的に非公表として取り扱われる事項や、AGにおいて対外公表しない旨の国際的取り決めがなされている事項等が含まれているおそれがあり、開示による弊害の有無及び程度について、経済産業省担当者等に逐一確認した上で、開示・不開示の判断を行う必要がある」などと述べた。

2 本件開示請求が適法であること

（1）刑事訴訟法316条の20第2項1号該当性

本件開示請求は、刑事訴訟法316条の20に基づく主張関連証拠として開示を求めたものであるところ、本件上申書に記載のとおり、検察官において「該当性を検討すべき書面」が存在することを明らかにしているのであるから、本件開示請求が「開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項」を明らかにしてなされたものであることに争いはない。

（2）刑事訴訟法316条の20第2項2号該当性

ア 第1・1に記載の各書面の関連性及び必要性

弁護人は、予定主張書面（1）・5頁ないし7頁、予定主張書面（2）・2頁ないし13頁、並びに予定主張書面（3）において、貨物等省令が定める本件要件の解釈について主張している。特に予定主張書面（2）では、本件要件の解釈をAG規制リストと同義に解釈すべき旨を主張し、他方、検察官が本件要件を経産省通達と同じく解釈していることから、かかる経産省通達及び検察官の解釈の誤りについても具体的に主張している。

したがって、①「貨物等省令2条の2第2項5の2」の問題点に関する経産省等の職員の認識は弁護人の主張と関連しており、かつ被告人らの防御のために必要であることは明らかである。

また、②AGにおける「殺菌」と「洗浄」との区別状況も、「殺菌」の要件解釈にあたって重要な事実であり、これに関する経産省等の職員の認識は弁護人の主張と関連しており、かつ被告人らの防御のために必要であることは明らかである。

そして、③「貨物等省令2条の2第2項5の2ハ」に規定されている「内部」の趣旨について、予定主張書面（1）・6頁に記載のとおり、弁護人は「内部」の解釈について主張しているのであるから、これに関する経産省等の職員の認識は弁護人の主張と関連しており、かつ被告人らの防御のために必要であることは明らかである。

イ 第1・2に記載の各書面の関連性及び必要性

①弁護人は、本件要件はAG規制リストと同義に解釈すべきであり、検察官が主張する「乾熱殺菌」などという概念は存在しない等と主張している（予定主張書面（2））のであるから、乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を規制している国の有無、規制対象となるべき噴霧乾燥器についてのAGの意見、日本国内で乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を行っている例の有無、及び日本薬局方に定められた定義に関する経産省等の職員の認識は弁護人の主張と関連しており、かつ被告人らの防御のために必要であることは明らかである。

②弁護人は、予定主張書面（3）において、本件噴霧乾燥器に暴露防止措置が施されていない点を指摘し、そのため本件噴霧乾燥器は本件要件等に該当しないと主張しているのであるから、粉体の封じ込め・曝露防止と洗浄の関係性に関する経産省等の職員の認識は弁護人の主張と関連しており、かつ被告人らの防御のために必要であることは明らかである。

ウ 第1・3に記載の各書面の関連性及び必要性

弁護人は、予定主張書面（2）において、本件要件の解釈をAG規制リストと同義に解釈すべき旨を主張し、他方、検察官が本件要件を経産省通達と同じく解釈していることから、かかる経産省通達及び検察官の解釈の誤りについても具体的に主張している。したがって、「殺菌」の定義、これに対

するAGでの議論の状況、規制対象となる噴霧乾燥器についての経産省等の職員の意見、及びAGの規制と「貨物等省令2条の2第2項5の2」との関係に関する経産省等の職員の認識は弁護人の主張と関連しており、かつ被告人らの防御のために必要であることは明らかである。

3 檢察官が開示をすべき証拠を開示していないこと

検察官は、本件上申書において、本件開示請求等を理由として、既に予定されている公判期日を「2か月程度」延期することを要請しているにもかかわらず、開示対象となる「検討書面」について、「経済産業省担当者等に逐一確認した上で、開示・不開示の判断を行う」などとしながら、「検討書面」を開示する時期を一切示していない。

そもそも、開示による弊害について「経済産業省担当者等に逐一確認」するとしても、本件開示請求が令和3年5月24日になされたことに鑑みれば、その開示に関する検討に現時点から更に2か月以上も要するなどとはあまりに過大である。

以上からすると、検察官において、開示の請求を受けながら合理的な期間内に開示・不開示の判断を行う意思がないことは明らかであり、検察官は、開示をするべき証拠を開示していない。

4 結語

以上のとおり、本件訴訟の迅速な進行のためにも、裁判所において、検察官の著しく遅延した不開示の判断を待つまでもなく、直ちに検察官に対して該当する証拠の標目を明示させた上で、相当性を含めた開示の要件の有無を審査し、開示の命令を出すべきである。

よって、弁護人は、裁判所において検察官に対し、上記各証拠の開示を命じるよう求める。

以上